

平成 28 年度第 2 回 海老名市都市計画審議会 会議録

開催日時等	平成 28 年 6 月 23 日 (木) 13 : 00 ~ 14 : 00 議員全員協議会室		
議 案	・ (仮称) 海老名市住みよいまちづくり条例の制定について (諮問)		
出席委員 ◎会長 ○副会長	◎飯塚 孝 磯部 定男 松本 正幸 城向 秀明	○加藤 仁美 松本 孝夫 日吉 弘子 伊波 武則	大坂 城二 市橋 輝朗 岩岡 豊 中島 保 鈴木 守 市川 洋一 向井潤一郎 (代理) 15 名中 15 名出席
公開の可否	公 開	傍聴者数	1 名
幹 事	理事 (都市・経済担当) 畑 めぐみ まちづくり部 部長 濱田 望 まちづくり部 次長 平本 和彦 まちづくり部参事兼都市計画課長 平井 泰存		
事 務 局	都市交通政策担当課長 清田 聡 都市計画課 主幹兼係長 山崎 淳 都市計画課 主事補 田中 俊輔		
議事結果	議案 ・ (仮称) 海老名市住みよいまちづくり条例の制定について (諮問) 結論 : 継続審議		

(議事経過)

(仮称) 海老名市住みよいまちづくり条例の制定について

会長	諮問事項として「(仮称) 海老名市住みよいまちづくり条例の制定」についてご審議いただきたいと思えます。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
会長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、本諮問案件につきましては、専門部会を設けて検討を進めていくとのことである。海老名市都市計画審議会専門部会設置要綱第2条の規定により、「専門部会は海老名市都市計画審議会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する若干名で組織する。」とあることから、専門部会委員を指名します。 加藤 仁美委員 鈴木 守 委員 大阪 城二委員 市川 洋一委員 久保 徹 委員 城向 秀明委員 伊波 武則委員 以上7名を専門部会として指名します。座長に関しては加藤仁美委員にお願いします。 それでは今回の諮問案件に関しまして何かご意見、ご質問があればお願いします。
委員	名称について「住みよいまちづくり条例」という事で、これから海老名に来る人、現在住んでいる人達の住環境をより良くする、住みよい街を推し進めるという事か。
事務局	条例名称は仮称であり、これから皆様のご意見をいただきながら検討していく。
委員	条例のイメージ(案)のポイント1に掲げる「市民協働のまちづくり」について、まずは市や事業者が地区を限定するという事か。
事務局	これまでのような行政主体で発意するだけではなく、行政と地域市民側の両方が立ち上げる様な制度にしたい。その中で、予算等も限られる為に選択と集中が必要と考える。市民の方々から、まちづくり重点地区指定の発意が上がった場合でも、精査したうえで、地区を定めていく形にしたい。
委員	これまでの指導要綱についても見直しの対象になるのか? 条例制定までの間はこれまでの開発要綱で対応するのか。
事務局	条例制定までの期間は、まちづくり条例の方針や指針をパンフレットにして事前説明、指導をしていきたいと考えている。
委員	短時間での条例制定では、開発指導要綱との整合性がとれなくなる部分もあるのではないかと。
事務局	確かに他の自治体は条例制定に時間を要しており、三浦市では3年、伊勢原市では構想段階から7年かかっている事例もあります。その中で当市はかなりタイ

トなスケジュールとなっているが、先進事例を参考にして当市に合った条例にしたいと考えている。

委員 既存の開発指導要綱に対する審議を先にしたらどうか。また、今後条例制定後の県開発指導課と当市の立場及び、許可・認可についてはどう考えているのか。

事務局 所管については、現在開発指導を取り扱っている都市計画課としていきます。既存の開発指導要綱を改正するよりも、条例制定の為に、7月に入りましたら、今の基準の見直しを含めて各課に意見を求め、それらを取り纏めて反映させる専門部会を開催したいと考えている。県との立場では、特定行政庁ではない当市だが、条例と要綱では法的に重さが違う。審議会の承認行為であり、同じ特定行政庁のない他市で条例を制定しているように、そのような立場で行政指導をしていきたい。

委員 条例のイメージ(案)のポイント3に掲げる「地域へ配慮したまちづくり」とあるが、開発事業で地域説明会はあるのか？また、駅間地区は当該条例扱いになる部分はあるのか。

事務局 地域説明会について開発の規模・内容によっては地域説明会が必要になると考えているが、今後ご指示をいただいて必要条件等を協議していく。駅間開発は29条許可を既に得ている。今後は建物を建築する際に、取扱い対象にすべきか、協議が必要と考えている。

委員 駅間開発のマンション群に対して保育所が必要になると思われるが、開発指導要綱にも、保育所の設置規定はなく、現状計画はキッズルームとなっているだけだが、このような問題について保育所設置の場合に負担を負うのは事業者か市か。どのように考えているのか。

事務局 今後の検討要件と考えている。川崎市武蔵小杉のマンション開発の例を見ると保育所が不足している中で、事業者負担を求めている例もあるが、一方では、国で開発事業について、事業者側に過大な負担させてはいけないとの方針もあるので、国の方針との兼ね合いも考えていく必要がある。

委員 条例のイメージ(案)のポイント3に掲げる「地域へ配慮したまちづくり」の中で、想定される特殊建築物はどのようなものか。

事務局 今後のご指示ご指導のもと検討と考えているが、他の市町は大規模な商業施設や、ペット関連の墓地・斎場などを掲げているところがある。

委員 神奈川県下でこのような条例がないところはどこかあるか。

事務局 近隣では座間市、綾瀬市、寒川町が策定していません。藤沢市が条例ではありませんが、特定行政庁である立場で、一定の制限を置いていると認識しています。

委員 南部地域について、まちづくりに対する指針がないので、南部地域周辺についても考えてほしいという、これは要望です。

会長 意見も出尽くしたようなので、本件については、議論を終えたいと思います。専門部会で検討された事項を都市計画審議会へ報告しながら進めていくことから、継続審議とさせていただきます。